

身体的拘束を最小化するための指針

1. 理念

当院は、職員全員が身体的拘束を原則行わないことを共通の認識として、身体的拘束最小化に向けた取り組みを組織的に進め、患者に安心して安全な医療・ケアを提供する。

2. 身体的拘束最小化に向けての基本方針

- ① 患者の基本的な人権を尊重し、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
- ② 緊急・やむを得ない場合の以下の3要件
「切迫性」「非代替性」「一時性」
- ③ 身体的拘束に頼らない医療・看護の実現に向けた取り組みを実施する。

3. 身体的拘束最小化に向けた体制

院内に身体的拘束最小化チームを設置し以下の活動を行う。

- ① 身体的拘束の実施状況を把握し管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
- ② 身体的拘束最小化に向けた医療・看護ケアを行う。
- ③ 定期的に指針とマニュアルの見直しを行い職員へ周知する。
- ④ 身体的拘束最小化のための職員研修を開催する。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、別に定めるマニュアルに従って実施する。

5. 当該指針の閲覧に関する基本方針

「身体的拘束最小化のための指針」は、全部門に配布し入院患者、ご家族の申し出にいつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページに掲載し自由に閲覧できるようにする。

(付則)この指針は令和8年6月1日より施行する。

制定 令和6年6月1日